

東久留米市立本村小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日改訂

1 いじめに対する本校の基本認識

(基本理念)

「いじめはどの学校・どの学級・どの子供にも起こり得るものであり、人間として絶対に許されない人権侵害である。」という基本認識にたち、全校児童に「いじめのない笑顔輝く楽しい学校生活」の実現を目指し、「いじめ防止基本方針」を策定した。

(基本姿勢)

- 「いじめをしない、させない、許さない、見逃さない」ことを学校の重点目標として、全校一丸となり、組織的に取り組む。
- 児童一人一人の自尊感情・自己肯定感を育成し、他者理解・相互理解できる人間関係を築く力を育成する。
- いじめの早期発見に努める。いじめを発見したら早期対応・解決に努める。

(本村小学校におけるいじめ防止のための基本施策)

全教育活動を通して、人権教育の推進を粘り強く行う。

- ・『自尊感情・自己肯定感』の育成を図る。
- ・道徳科を要とした道徳教育の中で、学期毎に年3回以上、いじめ問題に関する題材を取り上げる。
- ・『他者理解・相互理解』できる人間関係を築く力を育成する。
- ・家庭・地域と連携し、地域に根ざした人権教育（偏見・差別のない学校・地域）を推進する。
- ・「正しく美しい日本語」「敬称」「尊敬語・謙譲語・丁寧語」の指導を行う。
- ・人権週間（人権標語月間）、ふれあい月間（いじめ防止強化月間）、人権尊重推進月間（さわやか月間）を重点に取り組む。

(いじめの定義)

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における定義」】

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはいけない。

2 いじめの未然防止のための取組

(教員の指導力の向上と組織的対応)

- 学校いじめ対策委員会を設置する。委員会は校長、副校長、生活指導主任、人権担当主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する。
- いじめに関する校内研修を実施する。
- 学級担任による問題を抱えた児童への積極的な働きかけを行う。

(いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取組)

- 校長講話でいじめ問題に関する話題を取り上げる。
- 各クラスで「いじめに関する授業」を実施する。
- 友達への敬称付けなど、美しく正しい日本語の使用を励行する。
- いじめ防止アンケートを実施する。

3 いじめ早期発見のための取組

(いじめの見える化)

- スクールカウンセラーによる面接を実施する。
- 看護当番の校内巡回の徹底と全職員による校内巡回等を通じた子供の観察と情報の共有化を徹底する。
- 生活意識調査の実施と分析、活用を行う。

(いじめの確実な発見)

- 学校いじめ対策委員会において、生活意識調査で各担任が把握した情報の共有化を図る。

(保護者・地域との連携)

- 学校便りを積極的に活用する。
- 保護者相談を実施する。
- 関係機関との連携（SC，SSW，学童保育等）をする。

4 いじめを発見したときに早期対応し解決するための取組

(学校いじめ対策委員会を核にした対応)

- 実態調査等を通じて把握した情報に基づいて、適切ないじめの解決のための対応方針を策定し、学校全体で対応方針を共有して取り組む。
- 迅速で組織的な対応を行うために、緊急会議を開催し情報の共有化を図るとともに被害児童への支援、加害児童への指導、周囲の児童へのケアについて教職員の役割分担の明確化を図る。

(被害の児童・加害の児童・周囲の児童への取組)

- 被害児童の安全確保のために休み時間等の状況をきめ細かく把握する。
- 登下校等の不安について対応を考える。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し児童と保護者をケアする。
- 加害児童を特定し、学校いじめ対策委員会が中心になり、組織的・継続的にいじめをやめさせるよう指導し、再発防止に努める。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して加害児童と保護者のケアをする。
- いじめを伝えた児童の安全を確保する。教職員による情報共有、見守り、積極的な声掛け、登下校の見守り等保護者との連携を取って行う。

(教育委員会・関係機関との連携)

- 学校は早期に教育委員会に報告し、情報を共有する。
- 犯罪行為や児童虐待が疑われる場合は学校サポートチームを通じて警察・児童相談所等と情報を共有し対策を協議する。

(保護者との連携)

- いじめ対策保護者会を速やかに開催し、積極的に情報を提供し保護者との連携・協力関係を構築する。
- 保護者と教職員の会と連携し必要に応じて協力を依頼する。
- 地域人材を活用した登下校の見守りを実施する。

5 重大事態への対処

(被害の子供の保護・ケア)

- 被害の子供に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護
- スクールカウンセラーによるケア
- スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア

(加害の児童への働きかけ)

- 状況によっては別室での学習の実施を検討する。
- 犯罪行為が行われていると疑われる場合は警察に相談・通報する。
- 継続的な指導を行っても改善が図られない場合は懲戒や出席停止を検討する。
- 必要に応じて加害の児童・保護者にスクールカウンセラーを活用してケアする。

(教育委員会・関係機関との連携)

- 教育委員会への速やかな報告を行い、密接な連携を図る。
- 必要に応じて、児童相談所等の福祉機関や医療機関に速やかに通報し連携する。

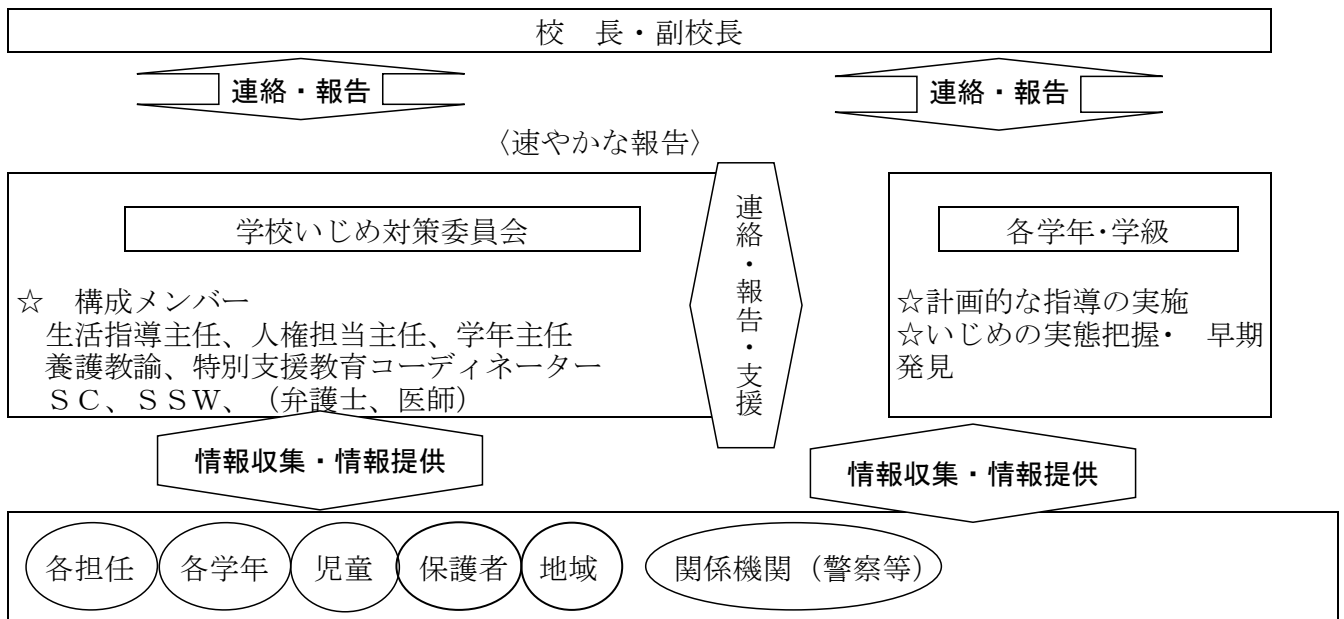
(保護者地域との連携)

- 教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分注意した上で、事案の状況説明や学校の対応などについて説明する。
- 保護者と教職員の会と連携し、必要に応じて協力を依頼する。
- 民生児童委員や児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での児童の見守り巡回を依頼する。

(いじめ防止対策推進法に基づく対応)

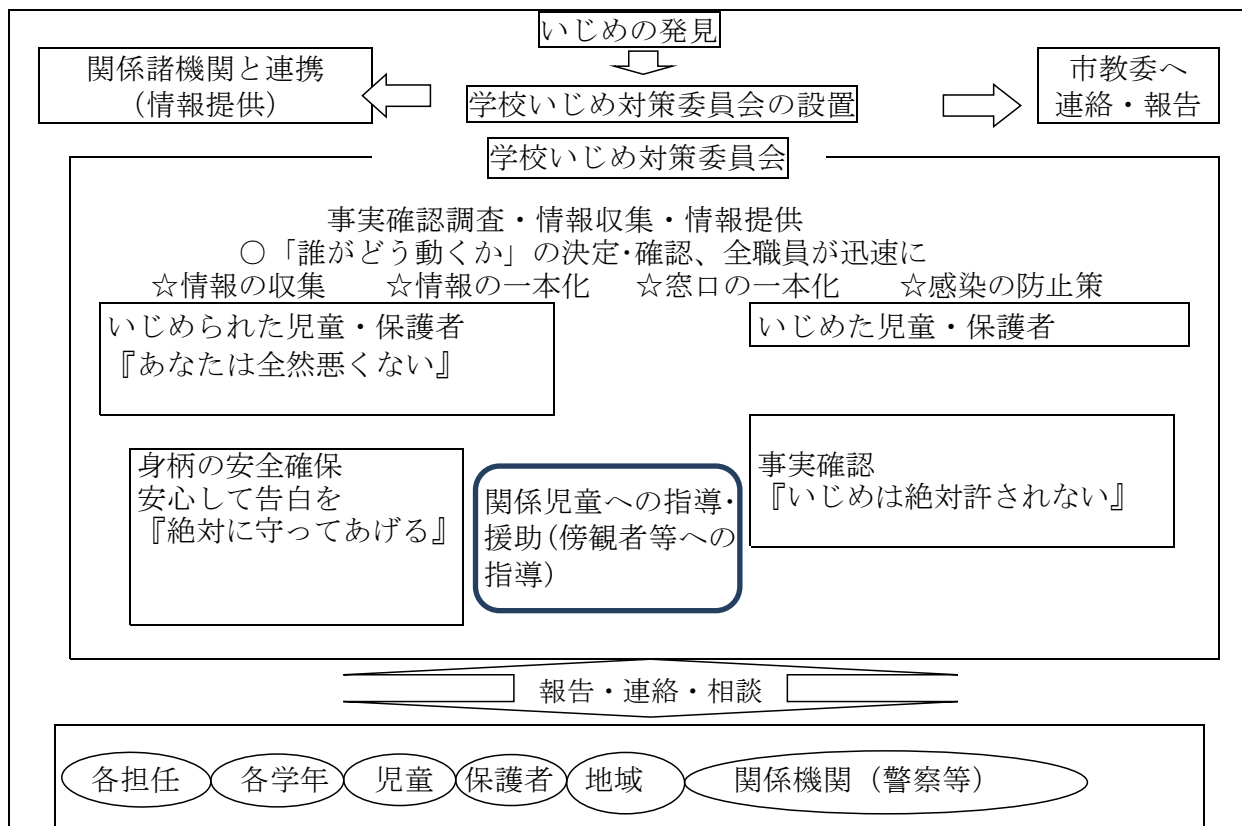
- 重大事態調査委員会を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。(法第 28 条)
- 市長は必要に応じて学校や教育委員会が行った調査について再調査を実施する。再調査に当たっては学校・教育委員会は全面的に協力する。(法第 30 条)

6 いじめ防止体制（平常時）



※ 「学校いじめ対策委員会」等を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織する。また、同委員会が保護者や関係諸機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

7 いじめ防止体制（いじめ発生時）



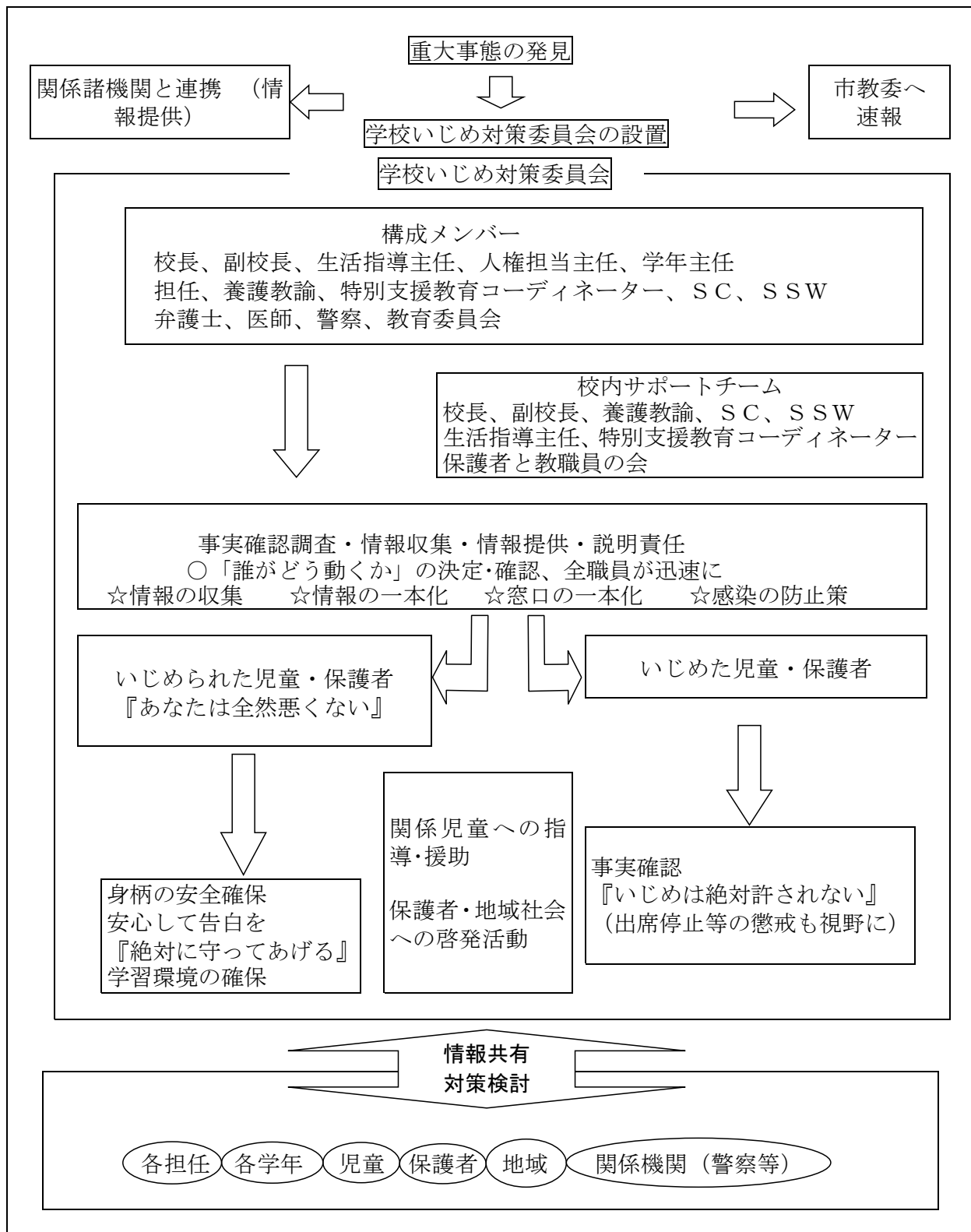
いじめの解消

事後観察・支援の継続

学校評価

（継続して情報交換・援助） （日常観察・SC等との連携） （取組の分析、改善）

8 いじめ防止体制（重大事態発生時）



報道等への対応

事後観察・支援の継続

学校評価

（教育委員会との連携）（ケア等日常観察・関係機関等との連携）（取組の分析、改善）

重大事態が発覚した時点で、学校いじめ対策委員会を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、校内にサポートチームを立ち上げ、一般児童等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校児童の不安を解消させる。